



山口市

報道資料

令和2年8月27日

1 件 名	山口市文化財審議会の答申について
2 日 時	令和2年8月27日（木）
3 内 容	令和2年8月27日（木）に開催した山口市文化財審議会において、下記の山口市指定文化財の指定は適当であると答申されました。 これを受けて、9月に開催する山口市教育委員会定例会での審議を経て、指定が決定する見込みです。指定の日付は告示日（10月初旬を予定）となります。 なお、この度の指定により、市指定文化財は1件増加※し、147件となります。 記 1 山口市指定文化財の指定 1件 ・西郷家文書（古文書） 2 山口市指定文化財の追加指定 1件※ ・築山神社拝殿（建造物） ※築山神社拝殿は、現在市指定文化財となっている「築山神社本殿」に追加し、「築山神社本殿 拝殿」となるため、件数は増加しません。 【山口市文化財審議会】 ・委員9名、会長：坪郷英彦（つぼごうひでひこ）氏 ・会長コメント 「今回教育委員会から諮問を受けた西郷家文書と築山神社拝殿はいずれも貴重な文化財であり、審議の結果、市指定文化財の指定が適当との答申をいたしました。今後、市指定文化財として適切に保存が図られ、未来へと継承されることを望みます。」 添付資料の写真データの使用を希望される場合は、下記の問い合わせ先へご連絡ください。
4 問い合わせ	山口市教育委員会事務局 文化財保護課（担当：一村、丸本） 電話：083-920-4111 Mail：bunkazai@city.yamaguchi.lg.jp

西郷家文書

種別	有形文化財（古文書）
所在地	山口市春日町5番1号 山口市歴史民俗資料館
所有者	山口市
特徴	西郷家文書 25点 本文書は、中世において豊前国を本拠地とした武士団、西郷氏の子孫に伝来した中世から近現代までの史料43点が木製文書箱1箱に収蔵されている合計44点からなる史料群のうち、中世・近世の史料25点である。 これらの中核をなす史料は、成巻文書1巻であり、この中に南北朝期から戦国期までの中世文書27通がまとめられている。このほか、中世文書の写しである控1冊、時代背景を考える上で参考となる近世の編纂物や覚書が含まれる。 本市歴史民俗資料館の令和元年度特別展「大内氏のトビラー山口をつくった西国大名一」の展示品として本市が調査、借用し、展示終了後の令和元年12月、寄贈を受けたものである。

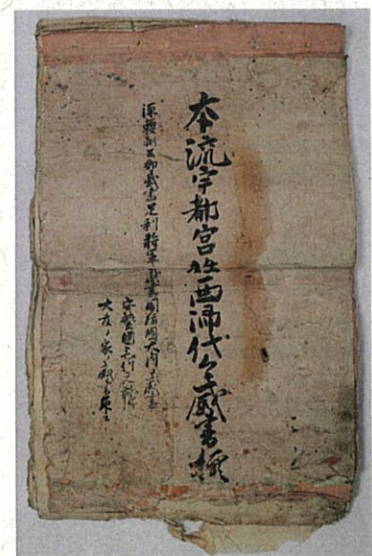
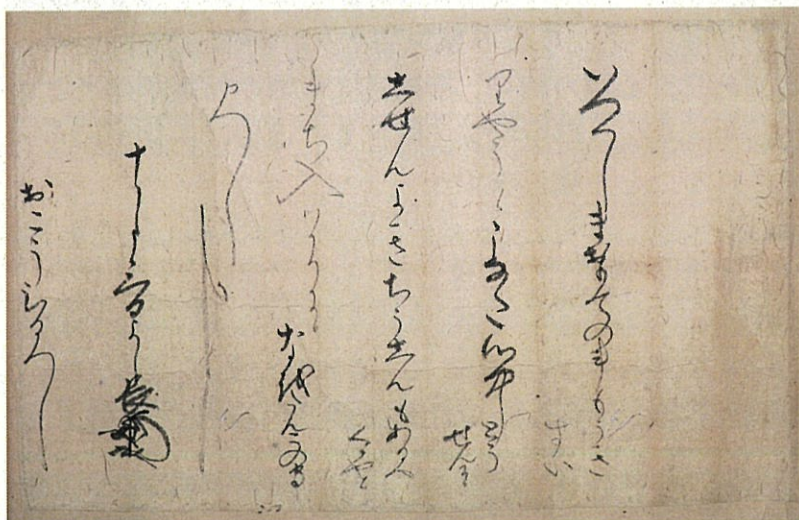
指定理由

本文書は、中世九州の武士団の実態や動向を窺い知ることのできる貴重な武家文書である。とりわけ成巻文書に収められている中世文書27通は、南北朝期から戦国期にかけての古文書の原本であり、非常に史料的価値が高い。

西郷氏は中世後期には大内氏の家臣となったことから、本文書には戦国期における大内氏やその家臣に関する書状等が含まれており、本市の歴史と関わりの深い大内氏の実態を知る上でも、大変貴重な史料群である。

本流宇都宮姓西郷代々感書控

成巻文書より「大内義長書状」



築山神社拝殿

種別	有形文化財（建造物）
所在地	山口市上堅小路101番地
所有者	宗教法人築山神社
特徴等	桁行3間、梁間2間、入母屋造、鉄板葺。本殿とともに、寛保2年（1742）に大内氷上の興隆寺の境内に東照宮の社殿として建てられたもので、明治初期に現在地に移築され築山神社の社殿となった。興隆寺の東照宮は、当時幕府が諸藩の東照宮の所在調査を行い、それを機に萩藩（長州藩）が造営に到った経緯がある。本殿は平成29年に市有形指定文化財（建造物）となっている。

指定理由

築山神社拝殿は、寛保2年に造営された東照宮の社殿が移築されたものであり、18世紀中期の特徴を備え、保存状態が比較的良好であることに加え、当時の幕府と藩との関係を示す歴史的価値があることから、同時期に造営された本殿とともに指定文化財として保存を図ることが望ましい。また、拝殿にはかつて接続していた建物（釣屋）の痕跡があり、釣屋の存在を後世に伝えるものとしても貴重である。

